

八王子市地域防災計画

〔パブリックコメント用 素案の概要〕

■ 計画の目的と修正の背景

地域防災計画とは、災害対策基本法第42条及び八王子市防災会議条例第2条の規定に基づいて、八王子市防災会議（会長：八王子市長）が市域の防災に関する業務や対策などを定めた総合的かつ基本的な計画です。この計画では、市民の生命、身体及び財産を災害などから保護することを目的とし、八王子市を主体に、東京都をはじめとする防災関係機関、公共的団体及び市民等との連携により、八王子市の防災力の向上及び減災を図る対策などを定めています。

今回、令和4年（2022年）5月に10年ぶりに見直された「首都直下地震等における東京の被害想定」を受けて修正された「東京都地域防災計画（震災編）」、令和5年（2023年）3月に策定された「八王子未来デザイン2040」及び「八王子市国土強靱化地域計画」との整合を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえた災害時の感染症対策や令和6年能登半島地震における課題等を受け、修正することとします。

■ 計画の体系

八王子市地域防災計画は、次のような構成になっています。

八 王 子 市 地 域 防 災 計 画	第1編 総則 計画の理念、市及び防災機関の業務大綱、被害想定や減災目標など、計画全般に関わる事項を内容としています。
	第2編 災害予防計画 災害の事前対策として、都市づくり、体制づくり、人づくりなど、平常時に行う防災関連施策をとりまとめています。
	第3編 震災応急対策計画 発生した場合に最も大きな被害をもたらす震災時の応急対策についてとりまとめてあり、すべての災害応急対策の基本となります。
	第4編 風水害応急対策計画 台風、大雨、土砂災害等の風水害時の対策についてとりまとめてあり、警戒段階から応急対策までの総合的な計画としています。
	第5編 危機管理（大規模事故等応急対策）計画 危険物事故、大規模事故、火山災害、原子力災害、新型インフルエンザ等に対する応急対策を包含する計画としています。
	第6編 復旧復興計画 災害発生後の復旧復興に関する基本的事項をとりまとめてあり、都と市の役割分担や復興体制、スケジュール、復興対策案などを内容としています。
	付編 東海地震等対応計画 「東海地震」に係る警戒宣言発令時、及び「南海トラフ地震」に関連する情報発表時の対応を内容としており、情報連絡や混乱防止措置等が中心となっています。

■ 首都直下地震等における東京の被害想定

- ・住宅の耐震化や不燃化などの取組の推進や都内人口構造の変化など、東京を取り巻く環境の変化を踏まえ、10年ぶりに被害想定が見直されました。
- ・4つの想定地震（都心南部直下地震（M7.3）、多摩東部直下地震（M7.3）、立川断層帯地震（M7.4）、大正関東地震（M8））が公表されたなかで、本市において人的被害及び建物被害が最も大きいと想定される多摩東部直下地震（M7.3）を本市地域防災計画における想定地震とします。

【被害想定比較】

被害想定			素案の想定地震	現行計画の想定地震
			多摩東部直下地震（M7.3） （令和4年5月公表）	多摩直下地震（M7.3） （平成24年4月公表）
震度別面積	震度5強以下	（％）	2.4	39.4
	震度6弱	（％）	73.5	20.3
	震度6強	（％）	24.1	40.1
	震度7	（％）	0	0.2
項 目		単位	冬・早朝・風速8m/s	冬・朝5時・風速8m/s
人的被害	死者	（人）	186	477
	負傷者	（人）	3,059	6,363
	うち重傷者	（人）	288	823
項 目			冬・夕・風速8m/s	冬・夕方18時・風速8m/s
建物被害	全壊	（棟）	2,452	7,006
	半壊	（棟）	10,409	15,992
		うち大規模半壊（棟）	2,125	—
	焼失棟数	倒壊建物含む（棟）	3,094	6,599
		倒壊建物含まない（棟）	3,033	6,311
ライフライン	電力	停電率（％）	5.3	15.1
	通信	不通率（％）	2	4.6
	上水道	断水率（％）	21.4	31.2
	下水道	管きょ被害率（％）	5.2	28.8
	ガス	供給停止率（％）	0	—
避難者		（人）	86,163	128,646
帰宅困難者		（人）	101,663	146,971

■ 計画修正の考え方

- ・主に令和5年（2023年）5月に修正された「東京都地域防災計画（震災編）」を受けた見直しのため、第1編から第3編を中心に修正
- ・第4編から付編までは、主に第1編から第3編の修正に関連する項目を修正
- ・令和6年能登半島地震対応を受けた取組みについても追加で反映

■ 主な修正内容

第1編 総則

修正内容	修正箇所
◆「第3節 複合災害」を修正 ・複合災害の想定について、本市で想定される震災、風水害、火山噴火、感染症が同時発生した場合に想定される事象を整理して計画に反映する ・感染症と自然災害が同時発生した場合の被害軽減のため、感染症予防計画と連携・補完し合いながら、それぞれの取組を推進していく旨を新規追加する	第5章 第3節
◆「首都直下地震等における東京の被害想定」及び「東京都地域防災計画（震災編）」を踏まえ、減災目標を「令和12年度（2030年度）までに、多摩東部直下地震による人的・物的被害を概ね半減」と設定する	第6章 第3節

第2編 災害予防計画

修正内容	修正箇所
◆「強く、しなやかな減災都市づくり」の節を新規追加 ・八王子市国土強靱化地域計画や八王子市都市計画マスタープランに合わせた、震災、風水害等に強い都市づくり及び震災復興都市づくりを定める	第1章 第1節
◆「電力、ガス事業者との連携」を新規追加 ・人命保護を最優先として、災害拠点病院や重要防災施設におけるライフラインの迅速な復旧を迅速に行うよう事業者に要請する	第1章 第19節 第3項
◆「地域、事業者等との連携」を新規追加 ・あらかじめ指定等した福祉避難所が不足する場合を想定し、地域や事業者等と連携した要配慮者の避難先の確保に努める ※能登半島地震を踏まえた修正	第1章 第20節 第3項
◆「感染症発生期の避難対策」を新規追加 ・自宅療養者等の立ち退き避難に備えた専用避難施設の確保と指定避難所へ避難した場合の避難スペース等を調整する ・感染者専用避難施設の運営に必要な物資・資器材の備蓄を進める	第1章 第20節 第4項
◆「避難所における通信環境の整備」を新規追加 ・情報収集等のためのWi-Fi環境の整備や通信事業者との連携強化に努める	第1章 第20節 第8項
◆「エネルギーの確保」の節を新規追加 ・住家、市施設への再生可能エネルギー設備の整備促進を図る ・事業者と連携し、災害時の電源確保に努める	第1章 第21節
◆防災DXの推進に向けた取組を追加 ・防災情報共有システム※¹の整備、帰宅困難者対策オペレーションシステム※²、Lアラート（災害情報共有システム）※³等のシステムを活用した情報共有・発信体制強化を図る	第2章 第2節、 第8節、 第9節

・避難者、避難所運営者、災害対策本部の負荷軽減を図るため、避難所運営のシステム化を検討する ・ドローンの活用、操縦者の育成、民間事業者との連携について、引き続き検討を図る ※1 被害情報や措置状況等の各種防災情報等を、市の各部署が横断的に情報共有するためのシステム ※2 都内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況等を迅速に把握し、帰宅困難者等に対して情報提供するためのシステム ※3 市町村が発信した避難指示等の情報を、テレビやインターネットなどの事業者を通じて地域住民等に対して迅速かつ効率的に伝達するシステム	
◆「応急対策職員派遣制度による受援要請」を新規追加 ・総務省が構築した制度を活用し、災害対応業務に必要な人員を確保する ※能登半島地震を踏まえた修正	第2章 第4節 第2項
◆「福祉避難所の受け入れ体制の整備」を新規追加 ・避難行動要支援者の円滑な避難に備え、福祉避難所の受入体制の整備を図る	第2章 第8節 第6項
◆「広域避難体制の構築」を新規追加 ・本市の指定避難所等で収容できない避難者が発生する等で、自治体の枠を超えた避難が必要な場合に備え、東京都等と連携した広域避難体制の整備に努める	第2章 第8節 第7項

第3編 震災応急対策計画

修正内容	修正箇所
◆「現地情報収集班の設置」を新規追加 ・災害発生又は発生するおそれがあると判断したときに、市内各所を巡回して情報収集を行う現地情報収集班を設置し、初動対応に必要な情報を収集する	第1章 第1節 第2項
◆「災害対策本部体制」の見直し ・現地災害対策本部の役割を見直すとともに、災害現場での効果的な活動を行うことを目的とした現地活動本部の設置を新規追加する	第1章 第3節
◆「ドローンの活用」を新規追加 ・山間部等で孤立化した被災者に対し、ドローンを活用した医薬品等物資の搬送体制を整える	第7章 第7節 第3項
◆「車両以外の輸送」の見直し ・道路被害が少なく車両輸送が可能な場合でも、ヘリコプター等の車両以外の輸送手段が有効と考えられるときには、より有効な輸送手段を活用する ※能登半島地震を踏まえた修正	第8章 第5節 第2項
◆「帰宅困難者対策」の章を新規追加 ・現行計画の「第9章 避難対策」の一項目としていた滞留者対策を、「帰宅困難者対策」として新たに章を設け、対策の強化を進める (滞留者の一斉帰宅抑制等に関する情報提供、一時滞在施設への誘導及び運営等、滞留者対応の流れを踏まえた内容を計画に反映)	第10章

◆「損壊家屋の解体・撤去時の感染対策」を新規追加 ・損壊家屋の解体・撤去作業での破傷風等の感染予防対策を行う ※能登半島地震を踏まえた修正	第14章 第4節 第2項
◆「防犯対策の広報啓発」を新規追加 ・災害時の混乱に乗じた詐欺被害等の未然防止のため、広報啓発による犯罪防止に努める ※能登半島地震を踏まえた修正	第18章 第2節 第2項

第4編 風水害応急対策計画

修正内容	修正箇所
◆「第3編 震災応急対策計画」の修正に準じた見直し ・山間部等で孤立化した被災者に対するドローンの活用を新規追加する ・身元不明遺体の取扱いを新規追加する ・広報啓発等による防犯・防火対策を新規追加する	第1章～第16章

第5編 危機管理（大規模事故等対策）計画

修正内容	修正箇所
◆「危機管理体制」の見直し ・危機に対する警戒、応急対策活動が必要になった場合に設置する「危機警戒本部」（本部長：生活安全部長）を新規追加する ※危機警戒本部で対応が困難な場合には、市長を本部長とする「危機管理本部」や「災害対策本部」の体制となる	第2章 第2節

第6編 復旧復興計画

修正内容	修正箇所
◆令和4年（2022年）2月に改定された「八王子市震災復興マニュアル」などを踏まえた規定整備	第1章～第3章

付編 東海地震・南海トラフ地震対応計画

修正内容	修正箇所
◆計画名称を「付編 東海地震・南海トラフ地震対応計画」に修正 ◆「南海トラフ地震対策」の章を新規追加し、以下の内容を新たに掲載 ・南海トラフ地震対策の考え方 ・南海トラフ地震による被害想定 ・南海トラフ地震に関連する情報、及び情報発表時の対応	第8章